

市長記者会見記録

日時：2019年6月18日（火）14時00分～14時19分

場所：第3庁舎18階 講堂

議題：市政一般

<内容>

《多摩区登戸新町刺傷事件関連について》

【司会】 ただいまより市長記者会見を始めます。本日の議題は、市政一般となっております。早速質疑に入らせていただきますが、進行につきましては、幹事社様よりしくお願いいたします。

【幹事社】 よろしくお祈いします。前回の記者会見は6月の上旬にありまして、そのときは登戸の事件があつて、いろいろお伺いしました。ありがとうございました。登戸の刺傷事件に絡んでお伺いします。市が現在行っているカリタス学園の支援の状況、あと、今後の規模や見通しと伺いますか、どのぐらいまでどういうことをしているのか、現時点で見えているところを教えてください。

【市長】 まず現状ですけれども、カリタス学園には常時2名の心理職を派遣しております、場合によっては1名の時もあるとは聞いていますが、基本的には2名派遣していて、ご相談に乗っているという状況でございます。直接的な支援体制というのは、それが主だと思っております。

【幹事社】 この2名というボリュームを、いつまで、どのような形で続けていかれるご予定や方針なんでしょうか。

【市長】 とりあえず、7月19日までが1学期間と伺っております、その終了までは派遣予定を決めているということでございます。

【幹事社】 わかりました。それはその後も、要は、2学期以降、延びる可能性を含んだものなのか、後ろはもう大体決められての話になるのでしょうか。

【市長】 まずは、1学期間ということで伺っておりますが、その後についてはまだ決まっておられません。

【幹事社】 かしこまりました。刺傷事件について、もう一つお伺いします。死亡した容疑者に関して、親類から市に相談があつたというのは、当初発表いただいております。当初の発表の表現では、引きこもり傾向にあるということで認識しております、私どもも、引きこもりと犯罪を結びつけるつもりはございません。その中で、市

の資料なりを改めて見直して、容疑者の人となり、もしくは、引きこもり傾向にいつから入ったのかというような容疑者の人となりに絡んで、何か新たにわかったことや発表いただけるようなことがございましたら教えてください。

【市長】 いわゆる容疑者の個人の情報に関する事で、今お話しできることはございません。

【幹事社】 わかりました。ありがとうございます。幹事社からは以上です。各社の皆さん、どうぞ。

【市長】 先ほどのカリタスのところで1つ加えさせていただくとすれば、市バスの貸与ということでやらせていただいているのも、7月19日ですか、1学期終了時まで行うことは既に決定していることでございます。

《（仮称）差別のない人権尊重のまちづくり条例関連について》

【幹事社】 わかりました。ありがとうございます。いかがでしょうか。

では、すいません、個別にお伺いします。それこそ前回の記者会見の時にお伺いすればよかったんですが、事件もあったのでお伺いできませんでした。私も臨場していませんでしたのでということで。ヘイトスピーチに絡んでお伺いします。いわゆるヘイトスピーチ解消法の施行から今月3日で3年となりました。ご案内のように、この法律、罰則がなくで理念法とも言われておりますけれども、最も住民に近い川崎市のトップとして、この法律が果たした役割や効果、成果は何だとお考えになっていきますでしょうか。あと、もう一つ、課題は何か見えてきているものがございますでしょうか。

【市長】 まず、ヘイトスピーチ解消法ができた一つの立法事実となった（要因）が川崎の事案だったということで、そういった意味では、法律ができたということはとても大きいことだと思います。そのことによって、私どものガイドラインの作成でありますとか、他地域においても条例の制定だとかということに結びついていると考えていますので、一つの裏付けとなる法律ができたことは大変大きな意義があることだと思っています。

課題としては、今おっしゃっていただいたように、理念法ですので、そこには一定の限界もありますので、そういったところに課題はあるのかとは認識しております。

【幹事社】 わかりました。法の施行3年前に、5月末にこのヘイトスピーチ解消法、これの制定に関わった与野党の議員が国会内で、「この法律については限界や課題がある」という表現で会見を行っております。市長も一部ご存じかと思いますが、川

崎市として、国に法改正なり、国の枠としての法律の改正や新たな法律、望むことは何かございますでしょうか。

【市長】 まずは、今、私どもの条例の素案を今議会にお示しすることになっておりますけれども、まず、自分たちが取り組めることはこういうことだということをする。その中で国に求めるものがあれば、これからも求めていきたいと思っています。

【幹事社】 なるほど。私、法律の専門家じゃないのでわからないところがあるんですが、国の法律があって、地方自治体が条例を作っていくというのが本来の流れかと思うんですが、国が持ってないものや国がそういう意思を示してない中で、地方自治体が一定のものを作ろうとする苦しさがあるんじゃないかと思うんですが、その辺はどんな感じ…。

【市長】 いや、川崎市は意外とそういうのは、個人情報保護条例だとか環境保護の観点の条例なんかも、川崎市が作ってきた条例をもとに国の法律ができていくというものもあります。例えば、川崎市が全国に先駆けてつくった多文化共生社会推進指針というものが、皆さんで作らしましょうという国の計画に移っていったように、市の取組が国を大きく動かしていくということは事例でもありますので、お互いというのも変ですけども、川崎市で独自でやっていく話が今後の国の方向性にも影響が出てくるのかもしれないし、それは事案によって異なると思いますけれども。

【幹事社】 条例に関しては、いずれ何らかの形で、議会で発表があるんだと思います。ちょっと抽象的なお伺いの仕方ですけども、今、条例の策定に当たって、何かご苦労されていることとかございますでしょうか。

【市長】 うーん、苦労というか、やはりこれまでの議論の過程の中でご案内のように、表現の自由の問題とヘイトスピーチが起こらないようにするための実効性の担保がやはり課題だと思って、そこを庁内で集中的に議論を積み重ねてやってきたので、そのことを今回の素案の中でしっかりお示ししていこうとは思っております。

【幹事社】 今おっしゃったのは、表現の自由を損なわない範囲でどのようにヘイトスピーチを抑制できるのか、そういう捉え方でよろしいでしょうか。

【市長】 そうですね。

【幹事社】 わかりました。ありがとうございます。

《引きこもり支援等について》

【記者】 カリタス（学園）の関係なんですけれども、先だっの3日の会見でも、行政としての支援の話が出たと思うんですけれども、改めて今後の支援の方向として

はどういったことを、いわゆる不登校の方、不登校というか、引きこもりの方への支援。

【市長】 それは、登戸（新町の刺傷事件）の話に関係なくしてでよろしいですか。

【記者】 はい。

【市長】 引きこもりの施策については、この前もご説明しましたけれども、今、私どもの調査を今年の2月に終わって、中間報告もさせていただいています。現在、返答していただいている機関に対して、再度調査を送ってどういう対策を具体的にとっているかという照会もかけています。こういった調査をもとに、さらにこういった機関がそれぞれに連携してサポートできていくのかを考えていきたいとは思っています。

【記者】 その関係でいきますと、いわゆる行政的な支援は、どうしても窓口が区役所になってくると思うんですけども、一方で民間の支援団体ですとかそういったものが、まだまだ区単位というか、地域に根差したところではまだきめ細かくできていないのかなというところもあるんですが、その辺を拡充していくですとか、サポートしていくようなお考えは…。

【市長】 一例一例状況が違うので、丁寧に対応する体制をどうやって整えるかが一番大事だと思うんですけども、ただ、ざっくりとした傾向としては、例えば、引きこもっている状況の半数近い方が不登校から始まっているのではないかという調査結果を見ると、やはり不登校対策をしっかりやっていくことも、引きこもりを少なくしていく一つの方策ではないかと考えるのが普通だと思います。

ですから、そういったところも強化していくとかという、繰り返しになりますけれども、今後そういった調査を、どうしたら効果的なのかということ、いわゆる体系立ててというか、やっていかないといけないと思っていますので、まずはしっかりと分析と現在行っている支援の形が、実態、どこの機関がどう動いているのかをまとめた上でさらに取組を進めていきたいとは思っています。

【記者】 ありがとうございます。

【幹事社】 ほか、いかがでしょうか。

《健康増進法の改正に伴う喫煙所の対応について》

【記者】 ちょっと話変わって、先日、3庁舎と4庁舎の、7月1日の健康増進法改正に合わせて喫煙所が6月末で閉鎖されるという通知が出たと聞いています。現状、市役所の中で、7月1日以降に代替の喫煙所をつくるのは難しかったんだろうとは伺っていて、それに加えて、今度、新しく建設を予定している新庁舎、詳細設計はまだ

なんですけれども、その中に喫煙所を作ることについて、現状、どんな検討がされているのか、もしくは、つくらないというような機関決定がされているのか、そのあたりの状況を教えてください。

【市長】 結論を申しますと、まだ現在検討中というところです。ただ、健康増進法の改正の趣旨をしっかりと踏まえなくちゃいけないとは思っていますので、そこに適合することができるのか否かということもありますし、そこは少し総合的な判断が必要かとは思っていて、現在検討中でございます。

【記者】 この3庁舎、4庁舎で代替の施設が作れなかった、作らなかったのか、作ろうと検討したけれども物理的に難しかったのか、私の聞いている範囲では後者のようにも伺ってはいるんですけれども…。

【市長】 後者ってどちらでしたっけ。

【記者】 要するに、作ろうとしたけれども物理的に難しそうな感じだということも聞いていました。おそらく不特定多数の方が出入りしないような場所を敷地内に、要は、受動喫煙の被害を受けないような場所に喫煙所を設けること自体が多分、都市部の庁舎では非常に難しいんだろうなと考えると、必然、新庁舎でも状況はあまり変わらないのかなとも思うところではあるんですが、見通しとしてはどういう状況だと、市長は今お考えでしょうか。

【市長】 というのは、今、実際に3庁舎、4庁舎もそうなんですけれども、調査をかけて、実際問題、ここは難しいよねという話の結果、だめだねという話になったわけなんですけれども、新庁舎のことについても、まさに今、調査をかけるということで、それをもって検討することにしたいと思っています。

【記者】 時代に合わせて、どうも横浜市さんなんかでは、断念というか、もう作らないということが機関決定されているやに仄聞はしています。こういう新しい時代に新しい庁舎をつくる中で、そもそも喫煙所を設置すること自体が市民理解を得られるのかどうなのかということも、その辺、政治判断も入ってくるのかなとは思っていますが、現時点でのスタンスはどう考えていらっしゃるのでしょうか。喫煙所を設けることが必要なのかどうなのかということで、今、市長のお考えを伺えますでしょうか。

【市長】 基本的に今に至るまで、いわゆる禁煙または完全分煙という方針はこれまでも変わっておりません。ですから、そういう意味では、完全なるそういったものができるのかということが健康増進法上も大事だと思っていますから、そのことを踏まえて、皆さんがしっかりとこれはどう判断するにしても、そうだよねと思っていただ

けるような理論的な説明が求められるでしょうから、そういった意味での調査だとか、単なる政治的、好きだとか嫌いだとかという判断ではなく、合理的な説明が必要になってくると思いますので、しかるべき時に判断して、説明させていただきたいと思います。

【記者】 一方で、現状の3庁舎、4庁舎がとりあえず7月からなくなります。私も定期的に巡回に行くんですが、いきなりなくなることについて、他の自治体では、要するに、たばこ休憩を大量にとって懲戒（処分）が出たというような事例もあったやに聞きます。私の巡回している限りでは、そこまで長時間行っている方は見受けられないんですけれども、急に、特に今まで吸えた場所がなくなることによって、前回、屋外に作った時も、要は、職員の方が外の喫煙所で吸っていることに対して苦情が出て撤去されたやにも聞いています。7月以降、職員の方に対してはどんなようなことを、今の段階でどうしていけと示されているんでしょうか。

【市長】 敷地内に設けないということでもありますから、事実上、勤務時間中には吸えないという状況になります。ですから、施設上、それは難しいということになるので、そう対応していただくと。職員の中でも、少なからず喫煙者はいますが、勤務時間中は事実上吸えなくなるようになります。

【記者】 今、職員の方の禁煙対策というか、禁煙を呼びかける、毎月22日でしたっけ、に放送が流れたりだとか、庁内にポスターがいろんなところに貼ってあったりされてはいます。職員の健康管理という意味から、今回、7月から喫煙所がなくなることについて、それ以降、何か強化していきなり、禁煙外来の受診を呼びかけたりするような対策で強化される部分はあるんでしょうか。

【市長】 相談窓口を設けてやっているらしいですが、相談に訪れる方が多くないと聞いています。ゆえに、医療機関への禁煙外来のような（所への）勧奨というものをより強力に進めていかなくちゃいけないという課題認識を持っていまして、そのあたりはしっかりやっていきたいと思っています。

【記者】 わかりました。ありがとうございます。

【幹事社】 ほか、いかがでしょうか。特にございませんようでしたら、これで終わりますがよろしいでしょうか。

【司会】 他にないようでございますので、本日の記者会見はこれで終了といたします。どうもありがとうございました。

(以上)

-
- ・この記録は、重複した言葉づかい、明らかな言い直しや質問項目などを整理したうえで掲載しています。

(お問い合わせ) 川崎市役所総務企画局シティプロモーション推進室報道担当

電話番号：044(200)2355